

## 財団法人北区まちづくり公社まちづくりコンサルタント制度要綱

平成7年8月21日

要綱第4号

(目的)

第1条 この要綱は、財団法人北区まちづくり公社（以下「公社」という。）が、まちづくりコンサルタントを登録及び派遣することにより北区のまちづくりを促進することを目的とする。

(登録)

第2条 理事長は、まちづくりに関し、技術的知識と経験を有する個人又は団体を対象として、技術指導、専門的助言等を行うまちづくりコンサルタントを登録することができる。

2 前項に規定するまちづくりコンサルタントの登録要件は、別に定める。

(派遣)

第3条 理事長は、予算の範囲内で、財団法人北区まちづくり公社まちづくり推進ネットワークの設置に関する要綱（平成18年2月20日要綱第8号）に基づく登録団体に対して、まちづくりコンサルタントを派遣することができる。

2 前項に規定する派遣は、同一団体に対し、年間12回を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、公社又は北区が行う事業に対して、まちづくりコンサルタントを派遣することができる。

(施行の細目)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則（平成7年8月21日理事長決裁）

この要綱は、平成7年8月21日から施行する。

付 則（平成14年2月20日理事長決裁）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成18年2月20日理事長決裁）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

# 財団法人北区まちづくり公社まちづくりコンサルタント制度要綱施行要領

平成7年8月21日

要領第5号

## (登録要件)

第1条 財団法人北区まちづくり公社まちづくりコンサルタント制度要綱（平成7年8月21日要綱第4号。以下「要綱」という。）第2条2項に規定するまちづくりコンサルタントの登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、都市計画、都市再開発又は建築設計に関する課程を修めた者
- (2) 都市計画、都市再開発又は建築設計に関し、5年以上の実務経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、まちづくりに関する知識、経験又は能力を有すると認められる者

## (登録手続等)

第2条 まちづくりコンサルタントの登録をしようとする個人又は団体は、まちづくりコンサルタント登録申請書（別記第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する申請を受け付けたときは、登録の可否を決定し、その旨をまちづくりコンサルタント登録（非登録）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。
- 3 理事長は、まちづくりコンサルタントを随時登録することができる。なお、登録の有効期間は、登録した日から3年以内とし、再登録を妨げない。
- 4 理事長は、まちづくりを推進するうえで、必要と認める場合には、第1項及び第2項による登録手続にかかわらず、まちづくりコンサルタントを登録することができる。
- 5 理事長は、まちづくりコンサルタントとして適当でないと認めたときは、登録を抹消し、その旨をまちづくりコンサルタント登録取消通知書（別記第3号様式）により登録者又は登録団体に通知する。

## (業務の細目)

第3条 まちづくりコンサルタントの業務内容の細目は、別表のとおりとする。

## (申請の手続)

第4条 コンサルタントの派遣を受けようとする者は、まちづくりコンサルタント派遣申請書（別記第4号様式）により理事長に申請しなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する申請を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、派遣の可否について、まちづくりコンサルタント派遣決定（非決定）通知書（別記第5号様式）により申請者に通知する。

## (派遣の依頼)

第5条 理事長は、要綱第3条に規定する派遣を決定したときは、申請内容に最も適したまちづくりコンサルタントを選定し、まちづくりコンサルタント派遣依頼書（別記第6号様式）により、当該まちづくりコンサルタントに依頼する。

(実績報告)

第6条 まちづくりコンサルタントの派遣を受けた者は、派遣による事業が終了したときは、まちづくりコンサルタントと連名で、まちづくりコンサルタント派遣実績報告書(別記第7号様式)を理事長に提出しなければならない。

(手続きの省略)

第7条 第2条第4項により登録されたまちづくりコンサルタントについては、要綱第3条第3項による派遣の場合において、第4条及び第5条による文書の手続きを省略することができる。

(派遣経費)

第8条 まちづくりコンサルタントの派遣経費は、別表のとおりとする。

付 則 (平成7年8月21日理事長決裁)

この要領は、平成7年8月21日から施行する。

付 則 (平成14年2月20日理事長決裁)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年2月20日理事長決裁)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年9月28日事務局長決裁)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

別 表 (第3条及び第8条関係)

業 務 内 容 の 細 目	限 度 額
① 建築、税務、法律等に関する相談、助言及び指導	1回につき 20,000円
② まちづくりに関する情報の提供、助言及び指導	20,000円
③ 講演会、研究会等における講演	50,000円
④ その他理事長がまちづくり推進上必要と認めるもの	20,000円